

第2回ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会

1 日時

平成25年12月4日(水)午後3時から午後5時40分まで

2 場所

中央合同庁舎2号館地下1階第7・8会議室

3 出席者

(有識者委員)

紀藤 正樹	弁護士
田尾 健二郎	元広島高裁長官、前国家公安委員会委員
前田 雅英	首都大学東京法科大学院教授(座長)
宮地 尚子	一橋大学教授

(被害者関係委員)

猪野 憲一(京子)	桶川事件御遺族
小早川 明子	NPOヒューマニティ理事長

(関係省庁)

辻 義之	警察庁生活安全局長
鈴木 三男	警察庁生活安全局生活安全企画課長
緒方 禎己	警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長
水本 圭祐	内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室長
久木元 伸	法務省刑事局刑事課長
小野 太一	厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

(ヒアリング参加者)

近藤 恵子	NPO法人全国女性シェルターネット共同代表
中島 幸子	NPO法人レジリエンス 逗子事件御遺族

4 議事要旨

(1) NPO法人全国女性シェルターネット共同代表近藤恵子氏からの発表要旨

私たちの団体は、DV被害女性や子供たち、様々な性暴力被害に苦しむ当事者の方々の直接支援から、調査研究、政策提言に至る広範な活動をしている民間支援団体のネットワーク組織で、全国の民間シェルター7割以上の団体をネットワークでつないでいる。

私たち民間サポートシェルターは、DV被害やストーカー被害等に直面して、加害者から身を離し、暴力被害を免れるために安全な自立先を求める方々の支援をしており、最優先課題は当事者の命を守るということに尽きる。

DV被害者の多くがストーカー被害を併せ持っているし、ストーカー被害も親密なパートナーとの間の暴力支配の形に含まれるDV被害であると思っている。最近、

私たちが憂慮しているのは、若者の被害、若年層のデートDV被害や交際相手からの暴力被害が顕著になっており、そういった方々の支援についても心を砕いている。また、若年の、特に交際相手からの暴力被害というのは、劇的な展開を見せることが多く、私たちとしても、長年連れ添った相手からの暴力被害の支援というよりは、むしろ交際中の若い方々の支援について、特に安全確保、危険回避を配慮している。現場における実感からすると、交際中の相手からの攻撃の方がむしろ危険度が高いと考えている。

そういった被害者の方々の安全の確保に関してどうするかというと、被害者の方が逃げなければならないのは理不尽だとは思いますが、まず何よりも暴力的な関係から避難させることを第一に行う。その際に、DV防止法上の保護命令制度を活用することができるが、安全なところに避難させるまで、決して被害者を一人にさせないことが支援の原則である。そこから様々な行政手続や司法手続を開始するが、その際、当事者の方々を単独行動させないというのが支援の原則である。ただ、加害者はなかなか諦めない人々であり、被害者が終生自分の身を守るために安全な配慮を尽くすのは限界があり、加害者の言動をチェックする仕組みが必要である。

この度、ストーカー規制法とDV防止法が改正された。ストーカー規制法については、抜本的な改正を望んでいたが、そこまで手が届かなかった。ただ、当事者の申出制度が設けられたことなどについて、大変うれしく思っている。また、DV防止法についても、生活の本拠を共にする交際相手に準用されるようになり、これらの法律において被害者のために道が広がったことを大変心強く思っている。

ただ、最近の事件をみると、ストーカー規制法上の行政手続や被害防止のための警察の援助だけではなかなかその実効性が乏しいと考えており、逮捕に勝る抑止はないと警察の方がよく言うが、刑事手続の迅速化こそがこの問題についての課題である。DV、ストーカーの検挙件数が増加しているが、この取組みを当たり前のものとし、重大な犯罪だということを念頭に置いて、まず加害者を逮捕・拘束するということが大切である。ただ、加害者は逮捕したとしてもすぐに出てきてしまうので、その後の報復が怖いと考え、事を荒立てないでひっそりと生活を始めたいと思っている方が多い。しかし、加害者はあくなき支配・所有追求から被害者を追い回すことが多く、そのように身を処すだけでは被害者の命を守ることはできないのではないかと思う。

DV防止法の改正により、保護命令制度が生活の本拠を共にする交際相手にも準用されるようになったが、警察に相談があった際には、被害者はようやくの思いで相談に行っていることがほとんどであり、かなり危機的な状況にあるということ認識して、できるだけ刑法上の措置をとって、被害者の安全を守るために必要な機関と緊密な連携をとることが何よりも重要なことである。

現場の警察官をみると、まだまだ一人一人のDVやストーカー事案の緊急性や重要性、深刻さについての認識が十分でないと思うので、全警察官がDV・ストーカー対応のマニュアルを持ってどこでも同じ対応をするようにしてほしい。また、全国の警察署にDV・ストーカー対策の専門チームを配置し、そこに行けば一度で相談対応から危機回避までの対処をしてもらえるようにしてほしい。

繰り返しになるが、被害者の命を守るためには、被害者を逃がすことよりも加害者を拘束することが何よりも重要なポイントである。また、加害者の言動が変わらない限りこの問題に終わりはないので、加害者に対して処罰を科し、自らが犯している言動について責任を持ち、次の暴力を振るわないという再生のチャンスを与えるべきであると思う。

保護命令制度を積極的に活用し、その上で、民間のシェルターや配偶者暴力防止センター、婦人保護施設といった緊急一時保護施設を有効に使っていただくようお願いする。

(質疑応答)

委員：私も、警察の初期対応が重要で、警察に行くこと自体がアラームを出していると認識している。最近の警察の対応は少しずつ変わってきていると感じるが、被害者の命を守るために、警察の対応においてもう少し必要だと思うところは何か。

近藤氏：確かに、このところ警察は一生懸命動いているが、何よりも被害者の生命の安全を確保することが重要なので、警察が学校や医療機関、支援団体と連携して、被害者を一人にしないことが必要である。それとあわせて、加害者の言動を抑えることが必要であり、相談があれば直ちに加害者の逮捕・勾留という風に機敏に警察が動くことが第一である。ただ、その後の問題への対応が、この社会の中では十分用意されておらず、包括的な法整備が必要だと思う。

委員：ストーカー規制法の抜本的な改正を望んでいたということだが、どういった改正を望んでいたのか。

また、逮捕・勾留・処罰後の加害者の言動をチェックすることについて、どの程度のことを把握する必要があるのか。そのためには誰に、例えば警察なのか保護司なのか、何を期待するのか。

近藤氏：抜本的な改正とは、ストーカー規制法においてもDV防止法上の保護命令制度のように、行政手続でなく被害者が自ら望んで自らの安全を守ることができる司法手続を取り入れることである。

また、加害者の言動チェックについては、何度も犯罪を繰り返すというのが性暴力犯罪の加害者の傾向であり、何らかの教育訓練措置が必要である。保護司の数や加害者の人権の問題があって難しいという意見があるが、刑務所内や出所後の再教育システム、言動をチェックするシステムを、処罰あるいは加害者の再生プログラムの一環として、強制力を持った仕組みとして社会に位置付けることが必要だと思う。

委員：現行ストーカー規制法では、刑事手続に関して、直罰であるストーカー行為罪には告訴が必要であり、禁止命令等違反には行政手続を経て罰則が科されるが、この仕組みについて、どのように考えているか。

近藤氏：行政手続としての警告や禁止命令、それに違反して逮捕という手続は、被害者にとって益がないと思っている。また、他の性暴力犯罪でも同様であるが、親告罪だと被害者の告発がないと動くことが難しい。犯罪が起きていると分かった段階ですぐに捜査や逮捕をするという仕組みが被害者の安全を守る上で必須なことである。

委員：若年層において被害が増えているということだが、もう少し詳しくお聞きしたい。

また、その中でインターネットといったものがどういうふうに関わっていて、警察なり社会としてどうしたらいいと考えるか。

近藤氏：内閣府の調査でも性暴力犯罪の被害者の年代は10代から20代が圧倒的に多く、よりそいホットラインの相談結果でも、ストーカー被害者は10代、20代が約半数を占めている。若年層、特に交際相手からの被害が深刻化しているのではないかと、私たちは現場で身にしみて感じている。

若い人は、自ら相談に行ったり、告訴したり、警察に飛び込んだりということができず、そのことが犯罪の増加につながっている。特に、インターネット上で知り合って付き合い始めたら、つきまとわれたり、脅迫されたりするといったことが多く、若い世代であればあるほど、どこに相談してよいか分からない、どう対処してよいか分からないというのが、現場の相談で直面する事態である。若年の方々の被害については、小中高のあらゆる教育現場で、暴力によらないコミュニケーション能力を培うような教育をすることや、実際に被害に遭った時に、学校であれ、家庭であれ、どこに相談してどう対処できるのかということを知っているようにする手立てをとる必要があると思う。

関係省庁：DV被害者の場合、比較的シェルターに入られるが、ストーカー被害者の場合、学校や仕事という現在ある社会生活の関係から、同じようにはいかないということ現場の声として聞くことがあるが、この点についてどう考えるか。

近藤氏：大変難しい問題である。被害者を一人にせず、そばにいつも誰かがいることが必要であり、そのためのサポートプログラムを関係者が作ることが必要である。DVシェルターが全ての場合においてストーカー被害者のために有効であるとは言えないので、できる限りの安全措置を図るときに、支援団体や女性支援の機関等との連携は欠くことができないと思っている。

(2) NPO法人レジリエンス中島幸子氏からの発表要旨

私からは、ストーカー行為について3つの視点から話すことができると考えている。1つ目は、NPO法人レジリエンスでの活動を通しての視点。DV、デートDV、性暴力という切り口で活動を行っているが、その中にストーカー行為が含まれてくる。2つ目は、私自身がストーカー行為の被害者であるという視点。人間関係の中で起こることには様々な背景やそれぞれの経験があり、法律には限界があることを知りながら対応することが必要である。そして、私の経験は誰にでも起こり得ることである。3つ目は、アメリカで暮らしたことからアメリカの状況との比較という視点。アメリカでは、ストーカー行為は約3分の2が親密な関係性のパートナーや元パートナーからの行為であることがデータとして出ており、親密な関係性におけるストーカー行為とそれ以外のストーカー行為とを比べたときは、親密な関係性の中でのストーカー行為の方が危険性が高いということが分かっている。アメリカではIPV、インティメット・パートナーズ・バイオレンスということも多い。

IPVの中でのストーカー行為の方が危険性が高く、殺人に至る危険性があるが、その場合、ストーカー行為だけ見ていては対策はつくれない。IPVの関係性の中で起きていることを情報として把握してきちんと対応できる人がいることが必要で

ある。親密な関係性の中での暴力には性暴力も含まれている場合が多いが、ストーカー行為と性暴力はなかなか結びつかないで被害者からの相談等にも対応されることが多い。親密な関係には、性的要素が含まれている可能性が非常に高いが、そういう内容については、なかなか初めて会った警察の方に話さないし、また、親にも自分が性暴力に遭っているということは話さない。アメリカでは身体的暴力と性暴力、ストーカー行為の3つがそろっている場合は危険性が非常に高いとされている。性暴力については被害に遭っている人からしかその情報は出てこないが、2段階のインタビューがあるのが理想であり、被害者が家族で相談に来た時には、まず家族単位で話を聞くステップと、被害者が一人で、性暴力やDVの知識をもった女性担当者が一対一で話を丁寧に聞く体制を作って話を聞くステップのツーステップがあった方が望ましいと考えている。また、ストーカー行為者は、多くの人の想像を超えていることをする人たちであり、そのようなことをされるという経験をしてしまうと、人間として持つ安心感がすべて根こそぎ奪われ、強烈な支配が発生する。行為者の危険性の判断は極めて難しいが、警察が事件として対応していくことによって、対応の仕方をかえていくことができれば早期発見につなげていくことはできると思う。

加えて、最近、インターネットやスマートフォン等を使うストーカー行為が増えている。アメリカではサイバーストッキングと言われているが、これに関しては、その技術に追いついた対応をすること自体が非常に大変で、若者の方が比較的新しい技術をどんどん取り入れることができ、新たな技術は次々に出てきていることから、大人が若者のレベルについていけないというのが現状ということである。ストーカー規制法が改正されて、電子メールの連続送信行為が規制対象となったが、サイバーストッキングのことを考えると、もっと先を見据えて今後の技術にどう対応していくかを考える必要がある。

アメリカでも、IPVで起こるストーカー行為の方が危険であるとされていても、親密な関係性でないストーカー行為の方が有罪判決につながりやすい。アメリカでもこの対応が遅れている。ストーカー行為について、どのように見ていくか、どのように対応していくかということを見直していかなければいけない状況にあると思う。1つの方法として、リスクアセスメントという方法があり、アメリカでは様々なものが用いられている。ただ、リスクアセスメントというツールはある程度は便利だが、必ずしもすべてのケースがきちんと的を得た評価につながるわけでもないと感じている。

ではどうすればよいのかということ、個人的に思うこととしては、1つは、ストーカー事案に対応される方が、警察であろうと、医療関係者や弁護士であろうと、誰であろうと、そういった接する機会を持っている人達がストーカー行為を含め、暴力のことについてきちんと研修などで学び、適切な情報を持ち、それを知識として維持する必要がある。

2つ目は経験を持つ必要がある。ストーカー事案に慣れていない人が対応するのではなく、ある程度経験のある方が対応する方がよいと思う。ここでいう経験とは、例えばストーカー被害に遭っている方は感情が麻痺している状態になっている可能

性が高く、そのことを知らない人が対応したときに、恐怖や切迫したものが当事者から感じられないためそれほど深刻でないという判断につながってしまう。対応した方が、感覚が麻痺しているという可能性を見抜き、この人はもしかして今話していることよりかなり大変な思いをしているかもしれないと気付けるかどうかによって、その対応がうまく働くかどうかにつながっていくと思う。対応をする全ての方に望むことは情報を自分の知識とするための研修を受けることである。

3つ目が人間としての勘である。ストーカー行為に関して法律には限界があり、法律ではカバーできない部分をどうやって補うかという、人間として持っている勘を働かせる必要があると感じている。

警察だけでなく、もっと多くの組織や団体、様々な分野の方々とつながりを持って対応するネットワークを作ればよりよい対応が可能になると思う。

(質疑応答)

委員：子供が相談する窓口というものが、子供の方から見たときになかなか見当たらないと思うが、子供に第三者に相談することができる窓口を教える方法のようなものはないものか。

中島氏：子供や若い人がなかなか大人経由で相談しないことは、デートDVの問題でも同じである。親の前での子供の行動と、親がいないところでの子供の行動は極めて異なるということを考えてときに、子供たちが一緒にいる場所、そのそばにいる大人は誰かということになる。教師の人たちは直接話を聞いている場面ではないかもしれないが、子供たちが話していることが聞こえてくる可能性が高いため、教員の研修も不可欠であると考え。漠然とした答えであるが、こういうときは相談してもよい場所を、子供たちがいる場所で設けることが1つの方法であると思う。また、学校でなくても、きちんとした人の話を聞く姿勢を持って対応できる大人がいれば子供たちが話に行くことになると思うが、今の社会では、子供たちが行こうと思える大人はあまりにもいないように思う。

委員：ストーカー被害者であると同時に支援者でもあるということだが、支援者としての立場で警察なり社会にどういうことをもっと求めたいか。

中島氏：当事者としての立場と支援者としての立場を分けるのは難しいが、支援者としては、民間団体としてできることは予算的な意味でも限られている。ただ、性暴力のことであろうと、ストーカー行為のことであろうと、DVのことであろうと、情報は持っているので、それをきちんと活用するために連携を取るためのネットワークが必要である。

(3) 逗子事件御遺族からの発表要旨

自分は逗子事件の被害者の実兄であるが、被害者を守るためには加害者を治療するしかないと考えており、そのことを訴えていくことが遺族の役割との思いで活動している。

逗子事件では事件直後から、逮捕状の氏名・住所の読み上げ、執行猶予期間中の大量メールでも再逮捕できなかったこと、保護観察所との連携不足についてメディアで批判されてきた。一方で、事件後には、法改正のほか、警察によってもいくつ

かの取組みがなされ、当時問題とされた点については一定の改善がみられたと認識している。そうした中で遺族としては、次の事件をどう防ぐかということ改めて考えていきたい。

逗子事件の加害者は、警告、逮捕しても止めることはできなかった。このようなストーカーをどのように防げばよいのだろうか。1つは厳罰化で防いでいくという発想がある。しかしこの事件では、最終的に加害者は自殺を遂げており、死刑をもってしても防ぐことはできなかったと思う。また、仮に事件前に電子メールの連続送信行為で逮捕できていたとしたら、あの日に事件が起きなかったかもしれないが、結局また出てくるのであれば、単に事件の時期がずれるだけで、基本的には止められない。

もう1つは被害者保護で防ぐという発想であるが、逗子事件においては6年間にも及ぶプロセスであった。シェルターというものがあつたとして、6年間ずっとどこかに隠れているというのは無理である。妹は、被害の当初に引っ越しをして仕事も変え、メールを変えて加害者から逃げながらも、新たな街で人間関係を再びつなぎ直し、その人脈の中で会社を設立するなど、前向きに生きていた。もっと逃げ続けていればという批判は、結果的には適切かもしれないが、一度ストーカー被害にあつた女性は、夢もすべてあきらめて一生逃げ続けるしかないのだろうか。しかも、この事件でも探偵によって住所が突き止められたが、結局逃げることは日本では不可能だと思う。

罰を与えるということでも止められない、逃げることだけでも止められないとすると、もはや加害者を止めるしか被害者を救う手段はなかったのではないかというのが今の思いである。ストーカー被害を受けている当時の妹は、加害者を罰してほしいという気持ちを当然持っていたと思う。しかし、それよりも断然大きかつたのは、ストーカーを止めてほしいという気持ちだったはずだ。そちらか一方を選べと言われれば、罰は与えなくてよいので、とにかく誰かに加害者のストーカー行為をやめさせてほしい、加害者が地域でまっとうに生きることでストーカー行為が止まるのなら、そのような形でもよいのでこちらにこないようにしてほしい、そちらを選ぶはずだ。被害者を守るために、処置でも治療でも臨床でもケアでも支援でも、どういう言い方でもいいので、とにかく加害者を止める活動をしてほしいと思う。

ストーカーでは、長期間、加害・被害のプロセスがあるので、段階ごとに対処を考える必要がある。逗子事件はストーカーの多くの要素を含んでいるため、この事件を通してストーカーをどうやって防げるのかを考えたいと思っている。

最初に、警察からの警告前の段階において、今の日本で決定的に欠けているのが、初期の被害者支援、特にいまだ事態の深刻さを認識していない被害者に対する適切な情報提供だと思う。警察という組織は非常にハードルが高いので、若い女性はなかなか行くことができないことがあると思う。そこで、ストーカー被害の初期の段階において、警察以外のより身近でアクセスしやすい相談相手として、単なるメンタル面のケアではなく、ストーカーから逃れるための専門的な知識に基づいたアドバイスができる組織・機関・NPOが必要だと思う。

逗子の後に発生した他のストーカー事件でも、どうすれば防げたかを考えている。

被害者が警察に相談したのちの早期警告、逮捕などの対応は、警察としても最近では積極的に取り組んでいると聞いている。しかし、被害者やその家族が警察に相談に行く時期が遅いと、既に切迫した状況になっているため、警察の対処も間に合わないこともあると思う。そのため、より警察に相談してもらうための広報活動も重要だが、その他にも、警察以外の組織やNPOがより早い段階で被害者の相談を受けて適切なアドバイスができていれば違う可能性があったのではないかと思う。

また、被害者支援のNPOや学校の先生、家族友人、職場等でどのように被害者やその家族を支えていけばよいのかを考えたときに、そもそも日本ではストーカー犯罪の特徴と被害にあわないための対策についての情報が、被害者やその周囲の支える人たちが容易にアクセスできる場所がないことが問題だと思う。インターネットでアメリカでのストーカー対策を検索すると、「ストーキング・リソース・センター」等の情報サイトが容易に見つかる。そこでは、どうすればよいかというアドバイスやストーカーとはどういうものか、自分の身を守るために何をすべきかということが、非常に詳しく、一般の人にもわかりやすいように載っている。しかもそれらは、NPOが警察と連携しながら、数多くの被害実例を検証した結果得られた内容となっている。

それに対し、日本ではほとんどそのような情報がない。あったとしても、法律事務所や探偵事務所が開設したもので、私個人としては情報が偏っていると感じる。日本においても、インターネットで「ストーカー被害」と検索したときに、信頼できる組織が警察と連携も行いながら作成した適切な情報を公開し、被害者等が容易にアクセスできるようにすることが重要だと思う。

2つ目の段階が、警察による警告から逮捕までである。2000年にストーカー規制法ができた後もこの段階の警察の対応は非常に問題が多かった。そもそも相談を受け付けてくれない、口頭注意・警告等の段階を踏まないとなかなか逮捕までいかない、しかも証拠は全て被害者本人が集めなければならないなど、被害者保護を最優先した対応ではなかった。だが、逗子などの事件後になって、警察の対応も以前とは変わってきていると感じる。

まず、最近取り組まれているストーカー危険度把握のためのチェックリストには期待している。現状では、警察署のストーカー担当者は数が少なく、しかも経験も浅い。他の伝統的な窃盗等の犯罪に関しては、日本の警察には「デカの勘」と呼ばれるようなノウハウが蓄積されているが、ストーカー犯罪はそれらと全く異なる犯罪であることから、現場の警察官の判断だけに頼ることは現状では不可能である。このように蓄積がない中で、チェックリストによって特に危険なストーカー加害者に注視する体制を構築できるならば、有意義だと思う。試行段階とのことだが、その成果に期待したい。また、従来ストーカー問題を扱ってきた防犯の部署と実際の逮捕を担う部署が協働チームを作り、相談の初期から状況によっては迅速に対処し逮捕も実行するという新しいストーカー対策の体制は、従来の門前払いをしていた状況から考えると大きな変化だと思う。

事件に関わる最後の段階が、裁判から保護観察の部分である。逗子の事件では、裁判官としても再犯の危険性を考慮し、罰金刑ではなく、保護観察付の執行猶予判

決を選んだものと考えている。しかし、保護観察という仕組みが、今回の事件では、被害者を守るという視点からみると、まったく機能してくれなかったと思っている。しかも、警察と異なり、事件後もこの段階に関わる機関からは、その反省の上での改革がほとんど見えてきていない。特に保護観察で最も欠けているのは、加害者の更生プロセスのモニタリングである。通常の犯罪者とは異なるストーカー特有の心の問題やゆがみを見極め、そこでまだ危険な状態が解消されていないことが明らかとなれば、即刻被害者本人に教えてほしい。この段階で被害者を守れるのは、加害者を「更生」という視点から止める立場にあり、止めることが無理ならそのことを被害者に伝えられる保護観察に関わる人々しかいないと思う。しかし、現状での保護観察所の意識は、加害者にしか向けられていない。保護観察に回されるようなストーカーやDVでは、被害者はまだ生きていて、しかも情報がない中で再被害に怯えた状況にある。保護観察に関わる人たちには、この段階で被害者の命を守れるのは彼ら彼女らしかいないことを認識し、その被害者の命を守ることを最優先課題として制度や体制を考えてほしい。

これら、3つのストーカー被害の段階を通して、最も欠けているのが、加害者の治療や臨床、あるいは、加害者の社会的包摂という対策だと思う。先ほど、警察の近年の取組として早期の警告・検挙に言及した。基本的には正しい対策と考えているが、それのみでは全く足りない。逗子事件の場合も、警告・逮捕はなされているが、結局それで止めることはできなかった。むしろそれらの処罰が、加害者をより凶悪な心理状態へと追い込んでいった側面もある。加害者取締りの「入り口」ばかりをどれほど強化しても、その「出口」で何も対処することなく社会に放り出すのであれば、ゆがんだ心情のストーカー加害者をより多く生み出すだけで、根本的な解決にはならない。

この加害者の治療・臨床は、警察のみで実施できることではない。むしろ、警察外部の組織・機関が中心となるであろう。例えば、警告前の段階であれば、本人が自発的あるいは家族が望む場合に実施されるNPO等の加害者プログラムが有効かもしれない。警告時には、より組織的なアプローチが可能であろう。裁判後の段階では、刑務所内で、若しくは保護観察所による強制力を持った治療プログラムが制度化される必要がある。

ようやく、警察による加害者治療についての調査研究が行われると聞いているが、より多くの段階で、多様な組織・機関・NPOと連携した治療プログラムが立ち上がることを望んでいる。それぞれのプログラムでの治療の可能性は、100%ではないだろう。低いハードルにしかかなり得ないのであれば、ストーカーのプロセスの各段階にそのハードルを構え、どこかで加害者が立ち止まり、別の道にそれていく、引き返していくような体制が必要だと思う。

また、心の問題さえ治療すれば止まるものではない。逗子事件の加害者は、警告・逮捕後には、仕事も友人も全て失い、家に引きこもる中で、最後はこの犯行のことのみを考える生活に陥ってしまった。この段階での再就職やコミュニティでの居場所は、加害者のためのみではなく、むしろ被害者を守るためにこそ必要であったと思う。世論的には、加害者に罰をあたえることですっきりするかもしれないが、

被害者はより深刻な状況に陥る。被害者のためにこそ、加害者の社会の中での更生を考えてほしい。

このように、逗子の事件について考えると、現状では足りないことが多く明らかとなる。しかも、その多くは警察のみで対応できることではなく、他機関連携が必要だと思う。そのため、日本の縦割りの行政の中で、それぞれの組織内で議論していても前には進めない。実は、私自身、大学で防犯問題に取り組んできた研究者である。そこで、研究者としてのネットワークを最大限活用し、問題を共有する人々とストーカー事件を検証する研究会を立ち上げて、警察等の各機関と連携を取りながらその改革へ向けた議論を行っていくつもりである。さらに、その結果を遺族として世に問うことで、社会的な関心を喚起し、縦割りを超えた実効的な対策へと進む一助となることができると考えている。

(質疑応答)

委員：警察の対応に具体的にどこに問題があって、どういう点を改善すれば、場合によっては逗子事件を防げたと考えるのか教えてほしい。

逗子事件御遺族：当時の警察の対応には、様々な不満がある。そのことで妹も苦しんだ。しかし、警察がああときこうしてくれれば妹を助けられた、ということが何かあるのか、私には分からない。それこそ、こちらが教えてほしい。氏名の呼び上げも、そこで適切な対応がとられていればあの日には事件は起きなかったと思うが、でもいつか、例えばその1年後に結局この加害者は来てしまったのではないか。加害者の治療以外に何か防ぐ手があったのか、私にはわからない。

委員：アメリカのリソースセンターの話があったが、加害者への対応も含めたストーカー対策のセンターのようなものが必要という考えか。

逗子事件御遺族：まずは被害者への情報提供や相談、さらには切迫時の緊急保護などの援助のため、警察の外に専門的な被害者支援組織が必要だと思う。一方で、ストーカーの早期に、加害者本人やその家族・同僚・友人からの相談に乗ることのできる組織も、この時点が治療の有効性が最も高いことから、絶対に必要だと思う。同じ組織が担うべきかどうか分からないが、ぜひ国で検討してほしい。

委員：厳罰化の問題に関して、禁止命令違反の刑が100万円の罰金ということはどう考えるか。

逗子事件御遺族：基本的に罰金額を上げる等の厳罰化は必要だと思う。しかし、そこで止まらず逮捕、裁判まで行く加害者というのはかなりねじれており、罰金の金額で止まらない。加害者は、人生の全て、自分の命もかけて、犯行に及んでいる。

まずは逮捕して、隔離して、極力長期間出てこれないようにするストーカー取締りの厳罰化・適正化は、現実的に必要な対応だと思う。ただ、現在は、早期検挙の方向のみが強化されており、より微罪での逮捕になっていくと思うので、逆に隔離ができなくなっていると思う。検挙一辺倒ではなく、被害者を守るための総合的で効果的な対策を望みたい。

(4) 事務局からの説明

【サイバー犯罪の検挙状況、インターネット上へのわいせつ画像の掲載等について説明。】

(質疑応答)

委員：まず、「コミュニティサイト」という言葉は一般にSNSと呼ばれるものと同じ意味か。

また、リベンジポルノで摘発が難しいということで問題となっているのは、名誉毀損にもわいせつ物陳列にも当たらない、単なる裸の画像の掲載であり、これは、今の日本の法律では単なるプライバシー侵害にしかならず、犯罪とならないのではないか。その点の対策についてどうしていくつもりか。

委員：刑法解釈の問題であるが、裸の画像を掲載することは名誉毀損等に当たり、現行の刑罰法規で対処できるので、リベンジポルノに対して現行法である程度対応できるという説明は外れていない。このようなシチュエーションで刑法第175条や第230条で検挙を行うことは十分考えられる。

事務局：コミュニティサイトには明確な定義はないが、警察が出会い系サイトと並べて、児童被害につながりかねないものとして対象としているものは、いわゆるSNSを含むより広い範囲のものである。共通の趣味や資格の取得等に関して不特定多数の者が情報交換をする目的のサイトを広く捉えている。

また、リベンジポルノに関してであるが、もちろん個々のケースごとに犯罪に当たるか否か評価することとなるが、現行法ですべてをカバーできているかについては関心を持っており、全体の刑罰法規の整合性の中で、法務省とも引き続き検討していきたいと考える。

【各国におけるストーカー関連の法令、警察庁において検討中の取組について説明。】